

今治市内レンタサイクル施設への太陽光発電設備等導入事業 に関する協定書（案）

今治市（以下「甲」という。）及び〇〇（以下「乙」という。）は、今治市脱炭素先行地域における「今治市内レンタサイクル施設への太陽光発電設備等導入事業」（以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業の運営に関する甲及び乙の役割、義務等の基本的事項を取り決めることにより、本事業が円滑かつ効率的に継続して運営されることを目的とする。

（本事業の履行）

第2条 乙は、本事業に関して甲が令和8年8月17日に公募を開始した「今治市内レンタサイクル施設への太陽光発電設備等導入事業 公募型プロポーザル」（以下「本公募」という。）において、本公募の実施要領（以下「実施要領」という。）に定めること、本公募において乙が甲に提出した企画提案書類（以下「提案書類」という。）の内容、関係法令、「今治市公有財産事務取扱規則」に基づく行政財産の目的外使用許可条件並びに次の各号に掲げる内容を遵守して、本事業を誠実に実施する。

なお、本協定と次の各号に掲げる内容に相違がある場合は、本協定を優先する。

（1）実施要領（実施要領と一体の、本公募に係る質問・回答を含む。）

（2）提案書類（提案内容を含む）

2 乙は、本事業の実施に関して疑義を生じたときは、速やかに甲と協議を行い、誠実にこれに対処する。

（事業場所）

第3条 本事業の事業場所は、次のとおりとする。ただし、甲が乙に対し使用を許可する範囲は、募集要項に係る許可条件による。

（1）事業場所

導入予定施設(1)

施設名 今治駅前レンタサイクル (i.i.imabari! Cycle Station)

所在地 愛媛県今治市北宝来町二丁目甲773番地8

延床面積 約 591.03m²

導入予定施設(2)

施設名 糸山レンタサイクル (サンライズ糸山)

所在地 愛媛県今治市砂場町二丁目8番1号

延床面積 約 485.52m²

（事業期間等）

第4条 本事業の事業期間は、協定締結から運転期間終了日までとする。

- 2 契約期間（運転期間）は、電力供給開始日から終了日までの期間（原則として20年間）とする。

（貸付料）

第5条 事業場所は、一般財団法人しまなみジャパン（以下「しまなみジャパン」という。）に貸付しているが、市はしまなみジャパンから本事業の実施に関する同意を得ている。

- 2 事業場所の貸付は、今治市公有財産事務取扱規則に基づき行うものとする。協定を締結した候補事業者は、現地調査着手までに別紙6 普通財産貸付申込書（以下「貸付申込書」という。）を提出すること。事業場所の使用貸借契約は、別紙7 建物使用貸借契約書（案）によるものとする（無償貸付）。
- 3 貸付期間は、貸付日から運転期間終了日までとする。

（固定資産税）

第6条 乙は、地方税法（昭和25年法律第226条）第383条の規定に基づき、償却資産として甲に申告すること。

（地域貢献）

第7条 乙は、提案に基づき、大規模災害等で商用電源が停止した際に、市及び施設管理者、一時避難者が利用できる非常用コンセント等を各施設に設けること。

（事業期間終了後の取扱い）

第8条 乙は、事業期間終了後、甲に当該設備を無償譲渡すること。なお、譲渡後に行う当該設備の維持管理、撤去及び原状復旧に係る一切の責務は、甲が負うものとする。

（報告）

第9条 乙は、本事業の実施に係る次の各号に掲げる事項を報告するものとする。なお、報告の様式及び項目の詳細については、別途甲乙協議のうえ決定するものとする。

- (1) 乙が設置した太陽光発電設備等の稼働状況
 - (2) 経費、維持管理費及び公租等の本事業の実施に係る一切の収支
 - (3) 事業開始後に発生した事故や維持管理上の障害等
- 2 前項の報告時期については、第1号及び第2号は毎年度の年度末、第3号は随時とする。
 - 3 甲は、乙から報告された事項について、乙の承諾を得て、加工又は公表することができる。

（暴力団等の排除措置）

第10条 甲は乙に対し、構成員の役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めことができ、これらの情報を警察に提供することにより構成員が暴力団等であるかどうかについて意見を聞くことができる。

- 2 甲は、前項に規定による意見の聴取により得た情報について、本事業の実施以外の業務にお

いて暴力団等の排除措置の講ずるために利用することができる。

- 3 構成員は、担当業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明した時は、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。
- 4 乙又は構成員は、本事業の実施にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「甲の号において「不当介入」という。」を受けたときは、直ちにその旨を甲に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。
- 5 甲は、構成員が、担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、乙に対し、当該構成員において当該第三者との間で契約を締結させないよう求めることができ、当該構成員に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう求めることができる。
- 6 甲は、乙又は構成員が次の各号に該当するときは、本協定を解除すること、もしくは事業場所の目的外使用許可を取り消すことができる。ただし、かかる場合であっても、甲は、やむを得ないと認めた場合は、代表事業者を除く乙の構成員の変更又は追加を認めたうえで、本協定を解除せず、また、目的外使用許可を取り消さずに存続させることができる。
 - (1) 構成員が暴力団等であることが判明したとき
 - (2) 構成員が担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき
 - (3) 構成員が前項の規定による要求に従わなかったとき
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、乙又は構成員が正当な理由なく本協定に違反し、その違反により暴力団等を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき

(甲の解除権)

- 第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときに、本協定の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が正当な理由なしに、本協定に基づく義務を履行しないとき
 - (2) 乙が本協定の内容に反し、協定の目的を達成することができないことが明らかとなったとき
 - (3) 乙の破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき等、乙が社会的信用失墜行為を行ったことが明らかになったとき
 - (4) 乙が本協定の有効期間内に、募集要項に掲げる参加資格要件を満たさなくなったとき
- 2 甲は、前項により、この協定を解除したことに伴って損害が生じたときは、乙に対しその賠償を求めることができる。

(乙の解除権)

- 第12条 乙は、甲が正当な理由なしに、本協定に基づく義務を履行しないときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項によりこの協定を解除したことに伴って損害が生じたときは、甲に対しその賠償

を求めることができる。

（天災等不可抗力）

第13条 天災等の甲又は乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により本協定に基づく義務を履行できない場合は、原則、天災等不可抗力による状況が改善されるまで、甲又は乙の義務を一時停止し、この協定を有効なものとして継続する。ただし、甲乙協議のうえ、双方が合意した場合は本協定を解除することができるものとする。

（損失等の補填）

第14条 天災等の甲又は乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により本協定に基づく義務を履行できない場合の双方の損失については、相互に補填を求めることができない。

（解除後の処理）

第15条 本協定が解除された場合、甲は事業場所の貸付を取り消し、乙は自身の負担と責任において、自身が設置した太陽光発電設備等を速やかに撤去し、事業場所の原状復旧を行うものとする。

（権利義務譲渡等の禁止）

第16条 甲又は乙は、相手方の事前承諾を得ることなく。本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

（秘密保持）

第17条 甲及び乙は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして、これを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認数する。

（所管裁判所）

第18条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものし、本協定に関する紛争は、松山地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とするものとする。

（有効期間）

第19条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業の事業期間終了日までとする。

（その他）

第20条 本協定の解釈に疑義が生じた事項、本協定に定めのない事項及び協定の定める事項を変更する必要がある場合、甲乙協議のうえ、その都度書面にて定めるものとする。本協定の締結を称するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

甲

今治市

今治市長 徳永 繁樹

㊟

乙

㊟